

産業組織と政府の役割

——企業の数についての考察

鵜 瀬 恵 子

要 旨

産業の保護・育成、衰退局面における規模縮小の円滑化などの目的で展開される産業政策は、多かれ少なかれ、市場の参入や退出、供給量、コスト、価格に介入し、競争に影響を及ぼすものである。

本稿では、まず、過剰供給構造への対処を標榜する近年の産業政策立法を概観し、これらが合併や事業提携により企業数を減らす政策であったことを明らかにする。

次いで、これらの立法が産業組織に与えた影響について、セメントとポリプロピレンの2産業を選んで、それぞれの市場構造、市場行動、市場成果の変化を具体的に観察する。

企業数を政策的に減少させたこれら2産業においては、次のような産業組織の変化が見られた。

セメントでは、需要の減少が大きいこともあり、企業数の減少の価格への悪影響は見られなかった。

ポリプロピレンでは、需要が伸びていく中で企業数が激減したが、輸入関税率が引き下げられるなど国際市場との連動性が高まっていった。違法な価格カルテルが行われた期間を除き、価格支配はできていないようである。

両産業とも、経済厚生については、顕著な改善効果は見いだせなかった。

したがって、集中度が高まったことが高価格をもたらすことにはつながらなかった一方、企業数を減らし、1社当たりの国内市場規模を大きくすることは効率の増進にも結び付いていないと言える。

市場の競争に介入する産業政策については、「市場の失敗」が「政府の失敗」に姿を変えることのないよう、このような客観的論証が不可欠である。

キーワード：産業組織論，産業政策，市場メカニズム，競争，企業数

1 はじめに

民主党政権で有名になった「事業仕分け」は、行政が行う事業一つ一つについて、目的と内容を洗い直すプロジェクトであるが、政府の政策については、住民参加の公開の場での議論を待たずとも、必要がなくなったもの、効果が上がっていないもの、弊害のあるものについては、見直されるべきである。

特に、産業政策¹⁾については、市場の成立や市場メカニズムに直接の影響があり、市場の失敗を補う、あるいは、成長を後押しする、という目的があるとしても、参入・退出を制限したり、コストや価格に介入することとなれば、資源配分効率を損なうおそれがある。近年では、産業政策が個別企業の救済の色彩を帯びており、補助金その他の介入による市場の競争への悪影響が一層懸念される。政策の目的に照らし、所期の効果があったのかどうかの検証が必要であることはもちろんである²⁾。

戦後日本の産業政策については、経済学の立場から、その対象、手法、効果等について数多くの分析が行われてきた³⁾。

本稿では、産業政策のうち、特定の産業の企業の数への介入を行ったと評価できるものについて、その目的と成果の評価、市場の競争を歪めたかどうかの検討を行う。

企業の数への介入に着目する理由は、一つは、産業組織の分析枠組のうち市場構造が最も基本であり、企業数は集中度と並んでその中核をなすという理論面の重要性であり、もう一つは、近年の韓国企業の躍進と関連して、国際競争力を高めるために国内での合併を進めた方がいいという主張を背景とする政策の効果を検証したいと考えたことによる。

2 産業組織論と競争政策

2.1 産業組織論の分析枠組⁴⁾

古典的産業組織論では、各産業の市場構造（Market Structure——集中度、参入障壁の大きさ、製品差別化の程度、垂直統合の程度など）が市場行動（Market Conduct——価格設定、広告宣伝、研究開発、設備投資など）を決定し、市場行動が市場成果（Market Performance——利益率、資源配分効率、生産効率、技術進歩、分配の公正など）を決定する、という因果関係が想定され（SCP パラダイムと呼ばれる）、集中度が高く参入障壁が大きい産業では企業は共謀して価格引上げを行い、高い利益率を得るという共謀仮説が競争政策に大きな影響を与えた。

その後、シカゴ学派が台頭し、集中度の高い産業で高い利益率が観察されるのは、効率性の高い企業が高利益率と高成長を実現した結果であるとの主張が行われ（効率性仮説）、実証分析によっても共謀仮説は支持されなくなった。効率性仮説によれば、独占禁止法（米国では反トラスト法）に基づく合併規制や垂直的統合に対する規制は企業の効率性を損なうおそれがあることになり、現実の米国の反トラスト法の執行方針は大きく変化することとなった。またシカゴ学派は、参入障壁となっている政府規制制度の緩和・廃止も主張した。

産業組織論は更に発展し、ゲーム理論、情報の経済学、交渉理論、契約理論などの新しい分析道具を用いて、不完全競争市場における企業行動（競争制限行為、製品差別化、広告戦略、研究開発、垂直統合、分社化など）について理論的に分析するようになり、また政府規制がない産業でも参入が起き

ずに高利益率が継続することがあるとの実証分析結果が現れるなど、本稿で見ると、理論を裏付ける実証の重要性も認識されるようになった。

2.2 競争政策の思考枠組

ここで市場メカニズムが機能する条件をまとめておく。

市場において、需要者と供給者がそれぞれ効用最大化行動と利潤最大化行動を採ることにより、価格を媒介として需要と供給が調整されて均衡点に達すると、そこにおいては需要者の限界効用と供給者の限界費用がそれぞれ価格と等しくなり、資源配分が最適となるというのが市場メカニズムの機能である。このような機能が働くためには、その財・サービスの効用や費用がすべて市場参加者により価格に換算されること（すなわち外部性がないこと）、財・サービスの品質や価格に関する情報が完全であること、参入・退出が自由であること等の条件が満たされる必要がある。例えば負の外部性がある財については、財の供給者にとっての費用が社会全体の費用を表さないため、市場の需要と供給が均衡する点では社会にとって過大供給になってしまう。また、規模の経済が極めて大きいなどの理由で需要をすべて満たす供給量よりも大きな供給量でさらに限界費用が小さくなる、いわゆる費用遞減産業においては、市場をすべて1社で供給した方が効率的であり、市場メカニズムによっては資源配分が最適にならない。

このような市場メカニズムが働かない状況を市場の失敗と言い、政府が市場に介入する根拠の一つとなる⁵⁾。

競争政策は、経済政策のうち、市場メカニズムを生かして効率性を実現することを目指す政策であり、独占禁止法によりカルテルその他の競争制限行為を排除することのほか、規制制度の枠組・運用をなるべく競争促進的にする政府の取組を含む。

事業所管官庁の担う個別産業に対する規制制度には、様々な政策目的（悪質業者の排除、安全・衛生水準の確保、希少な資源の適正配分など）から免許制度などの参入規制が置かれることがある。参入規制があると、仮に既存

事業者より品質のよい財・サービスをより効率的に供給できる事業者があったとしても、新規に参入するのは困難であり、既存事業者は、創意工夫やコスト削減努力を行わなくても存続でき、事業者の交代が行われにくく、結果として、成長分野への資金、人材等の移動が滞るおそれがある。また参入圧力が働きにくいことから、事業者の超過利潤を防ぐため、価格規制が必要となる。

参入規制には、このような弊害があるため、それぞれの政策の目的に照らし、必要最小限とすべきと考えるのが競争政策である⁶⁾。

更にもし、企業数を人為的に減らすような政策が採られることがあれば、それは競争政策の観点からは好ましくないことになる。企業数は、SCPパラダイムの出発点である市場構造の要素の一つであり、集中度の大小が必ずしも効率性を規定するとは言えないとするシカゴ学派の立場を採っても、参入退出は企業自身の効率性によって決まるはずのものであり、効率性によらない退出はかえって資源配分効率の達成を妨げることになるからである。

2.3 競争政策から見た産業政策

「産業政策」という用語は、昭和40年代には用いられていたようである⁷⁾が、その意味内容は必ずしも一義的ではない。

最も広い用法としては、度量衡、工業規格、インフラ整備、知的財産の保護など広く産業基盤に関わる制度や政策まで含む。

狭義では、特定の産業の振興や保護、支援のための施策を指すと考えられる。戦後復興期に行われたいわゆる傾斜生産方式に始まり、外貨割当て、政策金融、税制上の優遇措置、補助金などの手段を用いて産業育成が行われた⁸⁾。また、市場の失敗に対処するため、あるいは、安全性の確保や一定の品質の確保などの目的のために、特定産業の国有・国家管理、参入規制・価格規制が行われている⁹⁾。この意味では、事業所管官庁の担う各種業法に基づく規制はすべて産業政策と言える。

さらに産業の保護・育成とは異なる局面として、衰退産業について、規模

縮小を円滑に進める等の目的のため、政策金融等の手段が用いられるようになった。

これらの産業政策は、市場の成立を助け、市場メカニズムを補完する効果をもたらす場合もあれば、企業の参入や退出を制限したり、供給量、コストや価格に直接介入し、市場メカニズムを歪める場合もある。

近年では、産業単位ではなく、企業単位での事業再編計画に対する支援制度も設けられ、ますます産業内の企業間競争を歪めるおそれが高まっている¹⁰⁾。

2.4 産業政策の評価の例

戦後日本の経済成長については「日本企業は政府の支援を受けて国際競争に勝った」などと言われることがあり、そこでいう「政府」とは通商産業省(当時)を指しているようであった¹¹⁾。高度成長に産業政策が寄与したとの評価とも言える。ところが、近年になり、日本の産業競争力を最もよく説明するのは、洗練された国内需要や国内市場におけるライバル間競争の度合いであって、貿易保護やカルテルなどの産業政策ではないとする研究結果が発表されている¹²⁾。

一方、家電産業などにおいては、かつて、独占禁止法に違反する競争制限行為により国内で価格を高めに維持し、その利益を用いて海外で低価格販売をしたと疑われても仕方がない状況があった¹³⁾。そのような状況を懐かしむためか、「日本企業は国内の競争で消耗してしまって、世界で勝てなくなっている。それに比べ、韓国企業は国内では独占に近く、世界で有利に戦える」という論調が現れた。例えば、乗用車、鉄鋼、携帯電話、電力、石油元売の各産業について、1社当たりの市場規模の日韓比較を行い、「日本より国内市場の小さい韓国の方が1社当たりの国内市場は大きい」と断じて、我が国産業は国内で消耗戦をしているとするものである¹⁴⁾。そして、韓国において同一産業内に企業数が少ないのは、1997年の通貨危機を契機に政府の強い関与の下に「ビッグディール」と呼ばれる財閥間の産業再編が行われたこ

とによるとされる¹⁵⁾。

韓国企業が、国内市場における利益を足場に海外市場において大胆な行動を採っているという仮説については、サムスン電子の財務諸表の分析により、売上高に占める海外比率が8割を超える同社の営業利益に占める海外比率は2割程度であるという収益構造が明らかとなっている¹⁶⁾。すなわち、国内市場では高価格により高収益を確保し、海外では低価格販売をしているという、日本企業が「いつか来た道」と言えなくもない。

以上は、言わば成長を後押しする政策についての議論であるが、需要の減少に直面する産業における「過剰供給構造」に政策介入することについても、同様に企業数を減らすことへの期待があると見られる。

3 過剰供給構造に対処する産業政策

3.1 立法の変遷

以下に、不況対策・産業調整・構造改革を目的として業種横断的に行われた産業政策立法を概観する。これらは、過剰設備廃棄、事業集約、事業再編を促進することにより、市場構造に介入する政策であった。このほか、各省庁が所管する産業の育成・強化のための業法や、特定産業の合理化のための特別法¹⁷⁾のような産業政策も、それぞれの産業の市場構造に介入する政策であるが、許認可などの政策手段や時代背景が異なるため、本稿では対象としない。

(1) 特定不況産業安定臨時措置法（特安法）

石油危機後の不況が長期化している、いわゆる構造不況業種について、過剰設備を政策的に処理するスキームとして、特定不況産業安定臨時措置法（特安法）が1978年に制定された。5年間の限時法である。指定業種について、主務大臣が安定基本計画において設備処理の内容・方法・期間を定め、必要に応じ、特定不況産業信用基金による債務保証と共同行為の指示が行われるという制度であった。通商産業省の当初の案では、このほか設備新增設の禁止とそれに対する罰則、合併に関する独占禁止法適用除外制度が盛り込

まれており、公正取引委員会やマスコミ等からの強い反対を受けて、成案において削除されたという経緯がある。

主務大臣の指示に基づく共同行為（過剰設備処理カルテル）については、公正取引委員会の同意を要件として、独占禁止法の適用が除外された。設備処理後、事業転換を行う事業者に対しては、低利融資の制度が用意された。14業種が指定され、うち8業種において共同行為の指示が行われた。

申請による業種指定→主務大臣の計画→設備処理→信用保証というパターンは、細部を変えながらこの後の制度にも引き継がれていく。

（2）特定産業構造改善臨時措置法（産構法）

特安法制定直後に第二次石油危機が起こり、上記構造不況業種のみならず、特に石油化学などの基礎素材産業も原燃料価格の上昇と需要減少に直面した。このため、新たな構造不況業種対策として、過剰設備処理に加え、事業の集約化を促進することとされ¹⁸⁾、特安法を改正する形で、特定産業構造改善臨時措置法（産構法）が、1983年に、5年間の限時法として制定された。

本法では、特定産業を指定し、主務大臣がそれぞれの構造改善基本計画において、設備処理の内容、生産・経営規模の適正化、省エネ設備投資等について定め、必要に応じ、主務大臣は設備処理の共同行為を指示することができる。また、特定産業に属する複数の事業者は、事業提携計画について主務大臣の承認を受けることができる。公正取引委員会の同意を要件とする指示カルテルの独占禁止法適用除外制度は特安法と同様であり、新しい制度である事業提携計画については、主務大臣は、事業者が申請する事業提携計画について必要と認めるときは公正取引委員会に通知し、意見を述べることができ、公正取引委員会はこれに対し必要な意見を述べるというスキームが設けられた¹⁹⁾。

支援措置としては、特定産業信用基金による債務保証のほか、機械設備の特別償却制度、登録免許税の軽減など、税制上の優遇措置も設けられた。また必要な資金については、低利融資が行われた。

指定されたのは26業種（うち11業種は特安法指定業種が継続）であった。

公正取引委員会は産構法の施行に当たり「特定産業における合併等の審査に関する基準」を策定・公表し、これに基づき、産構法の事業提携計画による合併、共販会社の設立、共同事業会社の設立についての審査が行われた。

産構法の施行期間中に景気が回復し、1986年にセメント等6業種は指定が取り消された²⁰⁾。「構造不況」であるために政府の支援が必要であるという論理は妥当せず、この時点で不況業種政策が不要になったと考えるべきと言われる²¹⁾。

(3) 産業構造転換円滑化臨時措置法（構造転換円滑化法）

産構法の期限切れ前に、円高の進行に伴う国内産業調整を支援し、雇用や地域への影響を緩和するための制度として、産業構造転換円滑化臨時措置法が、1987年に制定された。1996年までの9年間の限時法である。業種指定ではなく、需要が減少して著しく過剰となっている設備を特定設備として指定し、特定設備を用いて事業を行う事業者が、特定設備の処理や事業転換に関する事業適応計画や、生産・販売の共同化、生産品種の専門化又は合併などに関する事業提携計画を作成して主務大臣の承認を得ると、産業基盤整備基金による債務保証、低利融資、利子補給、税制上の特典が得られるという制度であった²²⁾。事業提携計画についての主務大臣と公正取引委員会との意見交換スキームは産構法におけるのと同様である。主務大臣の基本計画、指示カルテルの制度はない。設備が過剰であることに対処するための施策であるが、実際に設備処理が行われるかどうかは、個々の事業者が事業適応計画を作成するかどうかによることになる。

指定された設備は23である。

(4) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（事業革新法）

構造転換円滑化法の期限切れ前に、産業空洞化への懸念を背景として、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（事業革新法）が、1995年に制定された²³⁾。2002年までの7年間の限時法である。経済的環境の構造的変化の影響により生産及び雇用が減少している等の業種を特定業種として指定し、特定業種に属する事業者が事業革新計画を作成して主務大臣の承認を

得ると、産業基盤整備基金による債務保証、税制上の特典（事業革新設備についての特別償却、長期保有資産に関する買換え特例などを含む）が受けられるという制度であった。構造転換円滑化法においてと同様、主務大臣の基本計画は定められない。事業革新とは、新製品の開発、生産効率化、販売効率化、新規需要開拓、生産費用の削減などであり、計画の承認に当たっての公正取引委員会との意見交換スキームは産構法におけるのと同様である。

本法では、最大で200業種が指定されたが、事業革新計画の承認件数は148件である（1999年6月末現在）。

（5）産業活力再生特別措置法（産活法）

事業革新法の期限切れ前に、我が国産業における生産性を向上させ、企業再編を円滑化するための施策として、産業活力再生特別措置法（産活法）が1999年に制定された²⁴⁾。限時法ではないが、見直し規定があるため、数次にわたり、改正され、2009年には、名称が「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に変更された。

業種指定はなく、事業者が実施する事業再構築、創業・新規事業の開拓、研究活動の活性化に対し種々の支援を行う制度であり、製造業のみならずサービス業に属する事業者の事業再構築も含む。また、事業者に限らず、新事業の開拓・研究活動を行う個人も対象となる。

事業再構築については、事業構造変更と事業革新があり、事業者が事業再構築計画を作成して主務大臣の認定を受けると、税制上の特例、商法上の特例、産業基盤整備基金による債務保証・出資、雇用政策上の支援措置が受けられる。事業構造変更は、生産性の相当程度の向上を図るために行うものであることが条件であり、例えば自己資産当期利益率が2%以上上昇することなどの条件が定められている。事業革新については、例えば1単位当たりの製造原価が5%以上低減する場合などである。認定した事業再構築計画は公開される。

事業再構築計画の認定に当たっては、産構法以来の主務大臣と公正取引委員会との間の意見交換のスキームが置かれた。2011年には、主務大臣が事業

再構築計画を認定しようとするときには、一定の場合に公正取引委員会との協議を義務付けるとの改正が行われた²⁵⁾。

(6) 産業競争力強化法

アベノミクスの成長戦略の一つとして、2013年に産業競争力強化法が制定され、2014年に施行されるとともに産活法が廃止された。

産業競争力強化法は、過剰規制、過小投資、過当競争が我が国経済の歪みであるとの認識の下に、規制改革を促進するための制度、産業の新陳代謝を促進するための制度等を設けている。このうち、事業再編の促進に係る仕組みが産活法の事業再構築に係る支援制度とよく似ている。すなわち、事業者が事業の生産性の向上を目指して合併等の事業構造の変更及び新商品開発・生産販売の効率化等の前向きな取組の双方を含む事業再編計画を作成して、主務大臣の認定を受けると、税制上の特例、長期・低利融資、中小企業基盤整備機構による債務保証、会社法上の手続の簡素化等の支援措置が受けられる。生産性の向上及び財務の健全性に関して、修正 ROA の 2%ポイント向上などが見込まれること、3年以内に有利子負債がキャッシュフローの10倍以下となること等、一定の条件が設定されている。主務大臣が事業再編計画を認定しようとするときには、一定の場合に公正取引委員会に協議を行うという仕組みは、改正産活法と同様である。認定を受けた計画は直ちに公表される。

3.2 産業組織論からの評価

以上見てきた特安法以降の産業政策立法をまとめると図表1のとおりである。

これらは、事業環境の変化に伴い過剰となった資源を他の産業に振り向けようとする政策であり、産業構造の円滑な転換を促すものである。当初は指示カルテルのようにあからさまに競争制限行為を行わせるものであったが、徐々に、主務大臣の積極的指導の仕組みはなくなり、産業単位から個々の事業者の行う合理化行為への支援に変化した。しかし、その政策手段を見ると、

図表1 過剰供給構造に対処する産業政策立法

法律名	期間	対象業種	主な手段
特定不況産業安定臨時措置法	1978.5.15 ～1983.5.24	14業種指定	主務大臣の安定基本計画 指示カルテル
特定産業構造改善臨時措置法	1983.5.24 ～1988.6.30	26業種指定	主務大臣の構造改善基本計画 指示カルテル 事業者の事業提携計画
産業構造転換円滑化臨時措置法	1987.4.1 ～1996.5.29	23設備指定	事業者の事業適応計画、事業 提携計画
特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法	1995.4.1 ～1999.10.1	200業種指定	事業者の事業革新計画
産業活力再生特別措置法 (後に名称変更)	1999.10.1 ～2014.1.20	業種指定なし	事業者の事業再構築計画、経 営資源再活用計画など
産業競争力強化法	2014.1.20～	業種指定なし	事業者の事業再編計画など

資料：総務省法令データ提供システムにより作成

指示カルテルのみであった特安法を除き、合併や事業提携により企業数を減らすことを、様々な優遇措置を設けて奨励している。

当然のことながら、合併や共同事業会社の設立は事業者自身が行うものであるから、政府が直接的に企業数を減らしているわけではないが、税制上の特例や資金面の支援のメリットがなければ行われなかったであろう合併や事業提携が行われた可能性はある。

したがって、これら産業政策立法は企業数への政策的介入と評価でき、2.2及び2.3において述べたとおり、競争政策の観点からは、市場メカニズムを歪め、競争に好ましくない影響をもたらすと考えられる。以下では、2つの産業を選んで、企業数への介入が競争に与えた影響を具体的に見ていくこととする。

これまで、産業政策の経済理論的分析、産業政策立法の経済学的評価、個別産業についての政府と企業の関係を含む産業組織分析は行われているが、過剰供給構造に対処するための企業数への政策的介入に着目した個別産業分

析は行われていないと思われる。政策の成果が検証されないままでは、SCPパラダイムのように、企業数を人為的に減らすことは経済厚生を悪化させるので問題であるという短絡的議論が行われかねない。政策の当否は産業組織に対して実際に生じた影響を見て論ずる必要があると考える。

4 企業数への介入のケーススタディ

3において述べた産業政策立法の適用対象の中から、セメントとポリプロピレンを取り上げて、政策目的と成果の評価とともに、市場の競争に与えた影響を詳しく見ていくこととする。この2産業を選んだ理由は、産構法以降の制度支援を利用して事業の集約化を行った結果、企業数が劇的に減少しており、企業数に介入する産業政策の成果が期待されるべき象徴的産業と言えるからである²⁶⁾。

4.1 統合の概要

4.1.1 セメント

セメントは、コンクリートの材料の一つで、石灰石と粘土等を混ぜて高温で焼き、石膏を加えて砕いて製造される。主原料の石灰石は100%国内調達できる²⁷⁾。いわゆる同質財であり、価格に照らし、輸送コストが高い。

セメント産業については、まず、産構法に基づく構造改善基本計画の下で共同事業会社が設立され、ブランド17社²⁸⁾が5グループに分かれて共同販売を行うこととされた²⁹⁾。

共同事業会社は産構法の廃止後にすべて解散し³⁰⁾、別の組み合わせでの統合が順次行われ、ブランド数は10にまで減少した。共同事業会社のグループ分け及びその後に行われた統合の概要は図表2のとおりである。

なお、セメント産業の競争状況を振り返ると、セメント製造販売業者の独占禁止法違反事件が数多く³¹⁾、また独占禁止法の適用除外とされていた不況カルテルも1983年までに3度実施されている。

4.1.2 ポリプロピレン

図表2 セメント産業における統合の概要

年	統合内容	関係法	企業数
1984	下記共同事業会社の設立 ・大日本セメント共同事業(株)：日本セメント(株)、大阪セメント(株) ・中央セメント(株)：小野田セメント(株)、新日鐵化学(株)、日立セメント(株)、三井鉱山(株) ・不二セメント共同事業(株)：三菱鉱業セメント(株)、徳山曹達(株)、東北開発(株) ・アンデスセメント共同事業(株)：住友セメント(株)、麻生セメント(株)、電気化学工業(株)、日鐵セメント(株) ・ユニオンセメント(株)：宇部興産(株)、秩父セメント(株)、敦賀セメント(株)、琉球セメント(株)	産構法	17
1991	三菱鉱業セメント(株)の後身の三菱マテリアル(株)が東北開発(株)と合併 中央セメント(株)及びユニオンセメント(株)が解散		16
1994	大日本セメント共同事業(株)、不二セメント共同事業(株)、アンデスセメント共同事業(株)が解散 小野田セメント(株)と秩父セメント(株)が合併(新会社名 秩父小野田(株)) 住友セメント(株)と大阪セメント(株)が合併(新会社名 住友大阪セメント(株))	円滑化法	14
1998	秩父小野田(株)と日本セメント(株)が合併(新会社名 太平洋セメント(株)) 宇部興産(株)と三菱マテリアル(株)によるセメント事業の統合(新会社名 宇部三菱セメント(株))	事業革新法	12
2004	麻生セメント(株)が三井鉱山(株)を買収		11
その他	敦賀セメント(株)が太平洋セメント(株)に販売委託 徳山曹達(株)は(株)トクヤマ、新日鐵化学(株)は日鉄住金高炉セメント(株)、日鐵セメント(株)は日鉄住金セメント(株)に名称変更している。		10

資料：セメント協会ウェブサイト等により作成

ポリプロピレンは、ポリエチレンと並んで石油化学製品を代表する熱可塑性樹脂である。常温で個体であり、プロピレンを重合して製造される。自動車や電気・電子部品、包装用等のフィルム、コンテナ、日用品、注射器等広範な用途をもつ³²⁾。

なお、ポリプロピレンについての独占禁止法違反事件は、過去2回である³³⁾。

ポリプロピレンについても、まず、産構法に基づく構造改善基本計画の下でポリオレフィン樹脂³⁴⁾の共同販売会社が4社設立され³⁵⁾、産構法廃止後に

すべて解散され、別の組み合わせでの統合が行われた結果、14社が4社に集

図表3 ポリプロピレン産業における統合の概要

年	統合内容	関係法	企業数
1983	下記共同販売会社の設立 ・ダイヤポリマー(株)：三菱化成(株)、三菱油化(株) ・エースポリマー(株)：昭和電工(株)、旭化成工業(株)、出光石油化学(株)、東燃化学(株)、日本ユニカー(株) ・三井日石ポリマー(株)：三井東圧化学(株)、三井石油化学(株)、日本石油化学(株) ・ユニオンポリマー(株)：住友化学工業(株)、徳山曹達(株)、丸善ポリマー(株)、宇部興産(株)、東ソー(株)、チッソ(株)	産構法	14(注)
1994	三菱化成(株)と三菱油化(株)が合併(新会社名 三菱化学(株)) ダイヤポリマー(株)は解散 旭化成工業(株)がポリプロピレン事業を昭和電工(株)へ営業譲渡		12
1995	他の3つの共販会社が解散 日本石油化学(株)及び昭和電工(株)がポリオレフィン事業を統合(新会社名 日本ポリオレフィン(株)) 三井石油化学(株)及び宇部興産(株)がポリプロピレン事業を統合し(新会社名 グランドポリマー(株)) 東ソー(株)がチッソ(株)へポリプロピレン事業を営業譲渡	事業革新法	9
1996	三菱化学(株)及び東燃化学(株)がポリオレフィン事業を統合(新会社名 日本ポリケム(株))		8
1997	三井東圧化学(株)と三井石油化学(株)が合併(新会社名 三井化学(株))、ポリプロピレン事業をグランドポリマー(株)に統合		7
2001	(株)トクヤマ(徳山曹達(株)が名称変更)は出光石油化学(株)にポリプロピレンの営業を譲渡		6
2003	日本ポリケム(株)とチッソ(株)はポリプロピレン事業を統合(新会社名 日本ポリプロ(株))		5
2005	出光興産(株)(出光石油化学(株)を合併した会社)と三井化学(株)は、ポリオレフィン事業を統合(新会社名 プライムポリマー(株))	産活法	4
その他	日本ポリオレフィン(株)は、ポリプロピレン事業をモンテル・エスディーケイ・サンライズ(株)(現サンアロマー(株))に譲渡 出光石油化学(株)と(株)トクヤマは、ポリプロピレンの製造合併会社を設立(新会社名 徳山ポリプロ(株)) 三井化学(株)はグランドポリマー(株)を吸収合併し、三井化学(株)と住友化学(株)はポリオレフィン事業を統合(新会社名 三井住友ポリオレフィン(株))したが、後に事業解消。		

資料：石油化学工業協会ウェブサイト等により作成

注：日本ユニカー(株)及び丸善ポリマー(株)はポリプロピレン事業を行っていない。

約された。産構法以降の統合の概要をまとめると、図表3のとおりである。

4.2 目的と成果

4.2.1 統合の目的

上記の両産業における統合の目的について、経営者の真意を知ることは難しいが、対外的な説明ぶりは、各統合計画の独占禁止法上の審査の際に表明されるので、公正取引委員会が発表した審査結果における表現によってみることとする³⁶⁾。

まず、セメント各社の統合においては、セメント需要の減少に対処するためとして、長期的な経営基盤の安定化、物流コストの低減、研究開発の充実等の目的が挙げられている。

ポリプロピレン各社の統合においては、経営効率化を通じた国際競争力の強化（後には、国際競争に対処するためのコスト削減という表現も用いられる）が目的として挙げられている。

セメントについては需要減少への対処、ポリプロピレンについては国際競争への対処が、各統合計画に共通する目的であると考えられる。

4.2.2 需要減少への対処の成否

セメントの国内需要はピーク（1990年度）には86,286千トンあり、現在ではその55%程度にまで減少している。生産能力はピーク（1983年）には128,985千トンあり、現在は55,955千トンにまで減少している。したがって、セメント産業は、需要の減少に対応して、生産能力を大きく削減していると言える。

一方、ポリプロピレンについては、需要減少への対処を目的としているわけではないが、参考のため、内需と生産能力の推移を見ると、1980年代、1990年代を通じて内需はおおむね増加しており（1984年には1,178千トン、1990年には1,810千トン、1995年には2,156千トン、2000年には2,512千トン）、2005年をピーク（2,720千トン）としてその後やや減少している。産構法に基づく設備処理の共同行為の指示があった際も、ポリプロピレンについては

過剰設備の存在は認められず、新增設の禁止にとどまった³⁷⁾。生産能力を見ると、1984年には年産1,332千トンであったものが1990年には年産1,917千トン、1995年2,572千トン、2000年2,963千トン、2005年3,032千トン、2010年3,112千トンと企業数の減少とは反対に増加を続けている³⁸⁾。

4. 2. 3 国際競争への対処の成否

国際競争力の強化に関しては、そもそも「国際競争力」という言葉の意義が様々に用いられているが、両品目とも貿易財であるため、一つの指標として国際貿易センターの統計による日本の世界輸出シェアを見ることとする³⁹⁾。以下、セメントについては、参考のため対比する。

セメント（製品コード HS2523）は、ドルベースで2014年は3.13%で10位（2001年は3.27%で7位）、ポリプロピレン（製品コード HS3902）は、ドルベースで2014年は1.65%で17位（2001年は3.69%で9位）と、それぞれあまり大きくないばかりか、シェア、順位とも近年低下している⁴⁰⁾。

国際競争力の強化については、世界市場において優位に立つという積極的意味のみならず、輸入品との競争において負けないようにするという防衛的意味があると考えられるので、国内市場の国際化の程度を見ると、セメントでは、2014年において、国内生産量61,908千トンに対し、輸出货量9,108千トン（輸出比率14.7%）、輸入量567千トン（国内需要46,421千トンに対する比率は1.2%）⁴¹⁾である。輸出先は、シンガポール、香港、韓国等であり、輸入先はほとんど韓国である⁴²⁾。

ポリプロピレンでは、2014年において、国内生産量2,365千トンに対し、輸出货量163千トン（輸出比率6.9%）、輸入量267千トン⁴³⁾（国内需要2,396千トンに対する比率は11.1%）⁴⁴⁾である。輸出先は、中国、タイ、台湾等であり、輸入先は、韓国、タイ等である⁴⁵⁾。

以上から、セメントについては、内需に対してほとんど国産品により供給しているところ、ポリプロピレンについては、内需の10%以上を輸入品に奪われていると見られる。

ところで、輸入品との競争は、関税率の高低に大きく影響されるので、関

税率の推移について確認しておく。

セメントの輸入関税率は、基本2.6%、WTO協定税率2.2%で近年変更はなく、特惠税率及び経済連携協定国との間では無税である。

ポリプロピレンの輸入関税率はウルグアイラウンドにおける議論の結果⁴⁶⁾、基本税率は25.60円/kgの従量税であるところ、WTO税率は1995年から段階的に引き下げられ、2004年から6.5%の従価税となった⁴⁷⁾⁴⁸⁾。我が国の鉱工業品の平均関税率は1.5%であり⁴⁹⁾、ポリプロピレンの6.5%という数字はかなり高い⁵⁰⁾。このことは、我が国のポリプロピレン産業が輸入競争に対して相対的に脆弱であると考えられたことを示すものであり、1994年以降の各社の国際競争への対処を目的とする統合の動きは、ウルグアイラウンドで合意された関税引下げ、特に最終税率が適用される2004年に向けての体制作りであったと見られる。

さらに、主な輸入先のうち、タイやシンガポールとの間では経済連携協定が締結されており、個別に輸入関税率が引き下げられているので、この点も各社の統合計画に影響を与えているとみられる⁵¹⁾。

4.3 競争への影響

両産業における各社の統合が産業組織に与えた影響を、SCPパラダイムにならい、市場構造、市場行動、市場成果の順でみることにする。

4.3.1 市場構造の変化

まず、企業数は、セメントが17社から10社に減少、ポリプロピレンが14社から4社に減少している。これに伴い、図表4のとおり集中度も変化した。

両産業とも、出荷集中度で見ても生産集中度で見ても、集中度は大きく上昇している。

セメントは、1998年の大型合併以降は集中度の上昇は見られず、2003年に3社累積出荷集中度・3社累積生産集中度が大きく下落していることもあって⁵²⁾、HHIは1900程度である。しかし、その後の10年間、集中度のいずれの指標にもほとんど変化が見られないということは、各社間の競争があまり活

図表4 集中度の推移

(1) セメント

	出荷 CR3	輸入比率	生産 CR3	HHI
1991	40.5	2.1	40.4	933
1994	55.4	0.9	58.2	1526
1997	55.8	0.6	57.0	1447
2000	79.4	1.6	78.9	2399
2003	66.6	1.1	68.8	1910
2006	67.2	1.5	69.2	1922
2009	64.5	3.0	68.7	1927
2012	65.8	1.6	69.6	1904

(2) ポリプロピレン

	出荷 CR3	輸入比率	生産 CR3	HHI
1991	34.7	0	33.3	840
1994	40.5	0.4	38.9	981
1997	62.1	0.2	61.5	1749
2000	57.8	2.5	61.6	1689
2003	73.3	5.5	77.8	2473
2006	84.7	2.9	89.2	3222
2009	85.4	3.6	88.7	3117
2012	79.4	11.2	87.7	3127

資料：公正取引委員会ウェブサイトのデータにより作成

注：HHI とは、ハーシュマン・ハーフィンダール指数のことで、各社のシェア百分比の二乗を合計して計算する。例えば、シェア50%、30%、20%の企業から成る市場であれば、 $50^2 + 30^2 + 20^2 = 2500 + 900 + 400 = 3800$ となる。

発でないとも考えられる。太平洋セメントの誕生をもって、100年間続いた上位2ブランド間の競争が収束したことで、市場に大きな変化をもたらされたと言えるかもしれない。

ポリプロピレンについては、2005年頃まで集中度が上昇を続け、HHIが

3000を超える高度寡占産業となった。近年の輸入比率の上昇に伴って出荷集中度はやや下がってはいるが、それでも3社で約80%を占めている。

前記のとおり、ポリプロピレンの内需は1984年から2005年までの間に2倍以上に増加しており、企業数が半分以下になったということは、1社当たりの需要は単純計算で8倍ほどになったということである（14社で1,178千トンから4社で2,720千トン）。これほどの需要増加があったということは、構造不況業種とは言えず、公的制度を利用してまで統合を進める必要性があったかどうか疑問である。1社当たりの規模拡大が、生産面、販売面での効率性の向上をもたらしたかどうか、効率性の向上があったとしてユーザーに還元されたかどうか注目される。

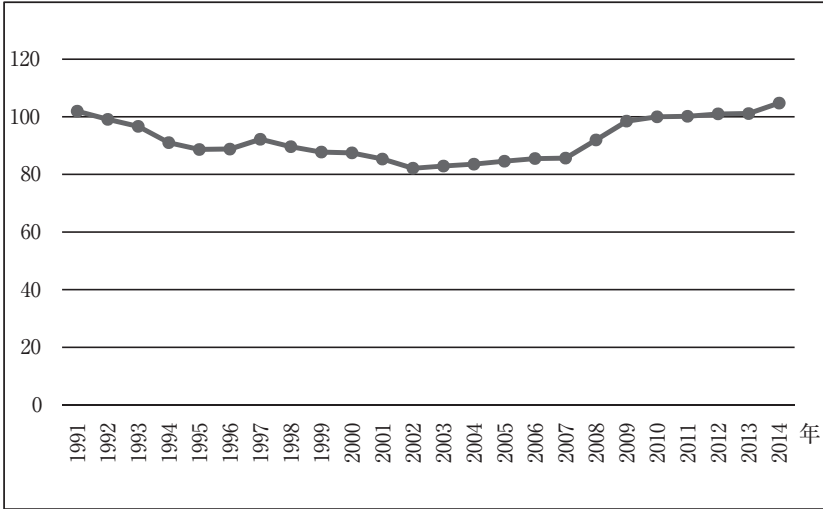
4.3.2 価格動向

生産財の価格は外からは見えにくいですが、幸い両品目とも日本銀行の企業物価指数の対象品目であるので、同指数により価格動向をみることにする。

セメントの価格は、図表5のとおり、1990年代から2002年までおおむね低下を続けている。これは内需が1990年頃をピークに減少し続けていることによるものと見られ、各社の統合による生産能力の削減やコスト削減は、この需要動向に対応した動きであろう。その意味では、統合の必要性が裏付けられたと言える。2002年以降の上昇は急激に需要を伸ばした中国の動きと関係があるかもしれないが、少なくとも統合の影響はないと考えられる。2002年以降2009年まで、図表6のとおり、輸入価格も上昇している。

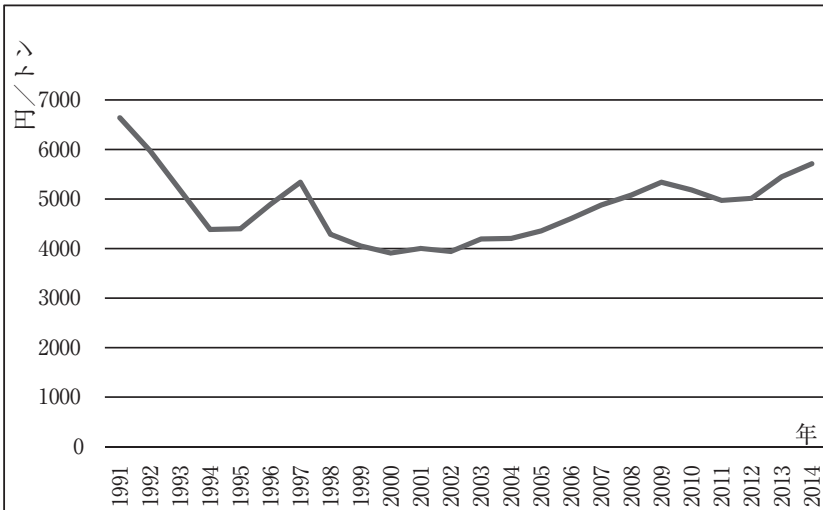
ポリプロピレンの価格は、図表7のとおり、1994年まで低下してから2000年まで緩やかに上昇し、その後低下してから2002年以降2008年まで急激に上昇している。2000年の上昇とその後の低下は価格カルテルと公正取引委員会の排除勧告⁵³⁾との関係も否定できないが、それより、1994年以降各社の統合が行われた期間を通して価格がほとんど下がっていないことは、統合のメリットがないか、又はユーザーに還元されていないことを示すものと考えられる⁵⁴⁾。念のため、原料コストの大部分を占められるナフサ価格との関係を見ると、1990年代は連動があるようには見えず、1999年以降は連動し

図表5 ポルトランドセメントの企業物価指数 (2010年=100)



資料：日本銀行のウェブサイトのデータにより作成

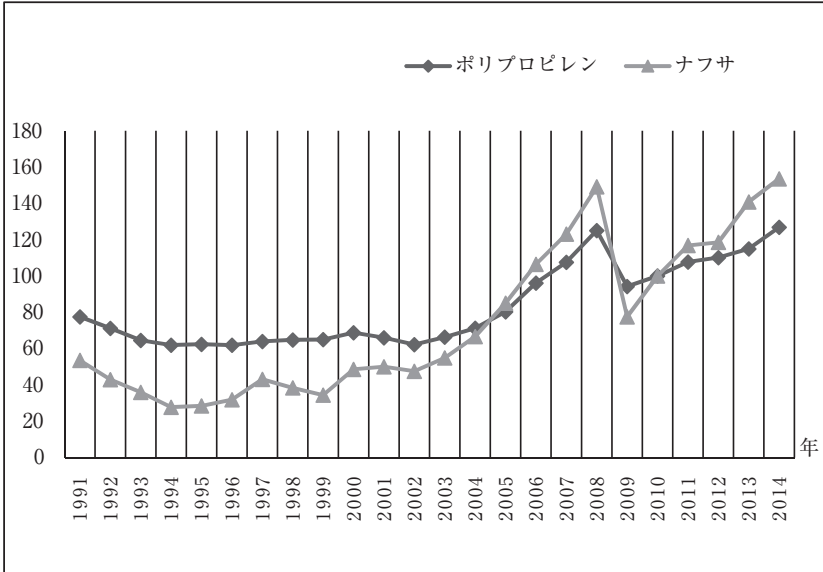
図表6 セメントの輸入価格



資料：財務省貿易統計ウェブサイトのデータにより作成

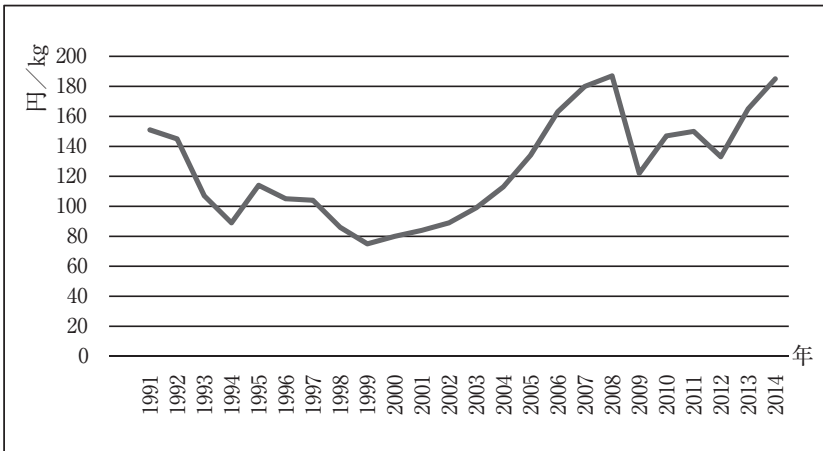
注：輸入金額を輸入数量で除して求めた。

図表7 ポリプロピレンとナフサの企業物価指数 (2010年=100)



資料：日本銀行のウェブサイトのデータにより作成

図表8 ポリプロピレンの輸入価格



資料：財務省貿易統計ウェブサイトのデータにより作成

注：輸入金額を輸入数量で除して求めた。

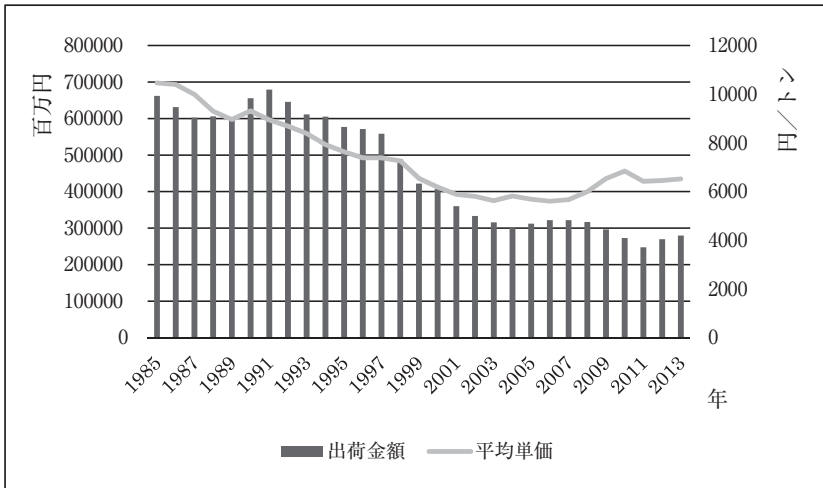
ているように見える。

ポリプロピレンの輸入価格については、図表8のとおり、1990年代から2004年頃までは国内価格（企業物価指数）と動きは異なっている。これは、国内メーカーのポリプロピレンが顧客に合わせて多数のグレードに分かれているのに対し、輸入品は汎用品が中心であるなどの理由から、ほとんど競合していないことを示すものと見られる⁵⁵⁾。2004年以降は、比較的国内価格と類似の動きを見せており、輸入関税率が引き下げられたことなどにより競合の程度が強まったものと考えられる。

4.3.3 市場成果

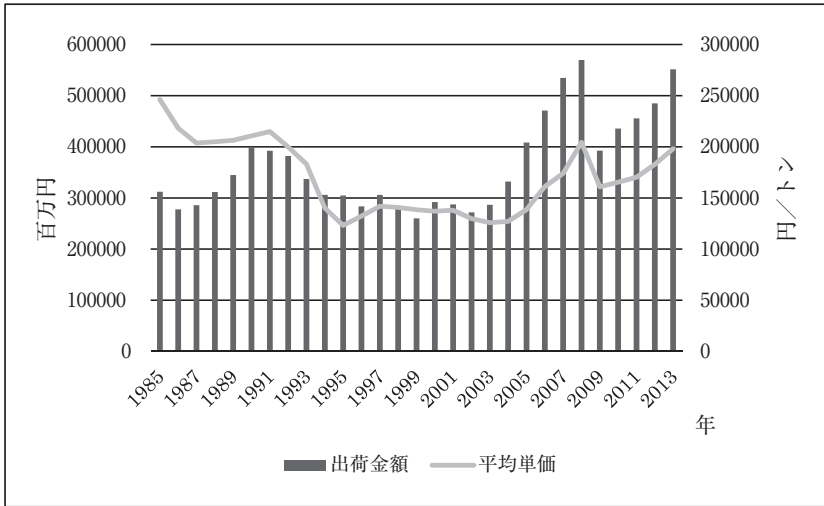
市場成果は、一般に、利益率、資源配分効率、成長、技術進歩などにより把握されるところ⁵⁶⁾、まず、工業統計表により、出荷金額と平均単価の推移を見ると、図表9と図表10のとおり、セメントは、出荷金額は著しく低落し、統合が行われた期間は平均単価も低下している。ポリプロピレンは、2002年以降、出荷金額及び平均単価が上昇している。

図表9 ポルトランドセメントの出荷推移



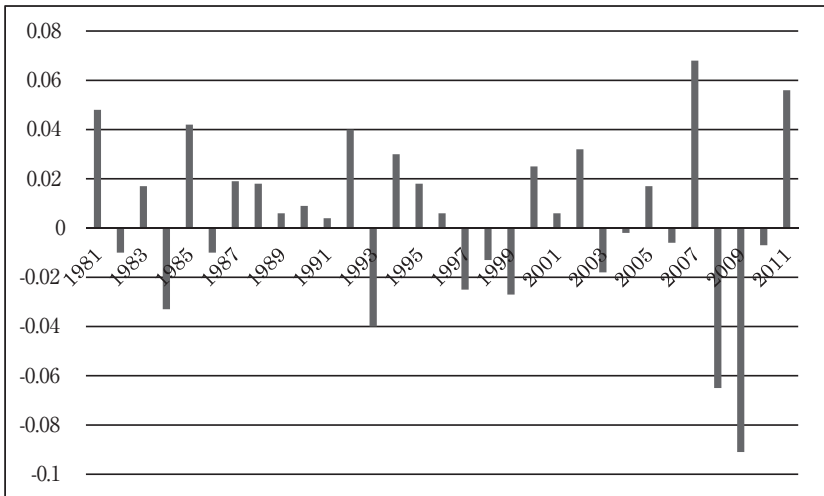
資料：経済産業省ウェブサイトの工業統計調査結果により作成

図表10 ポリプロピレンの出荷推移



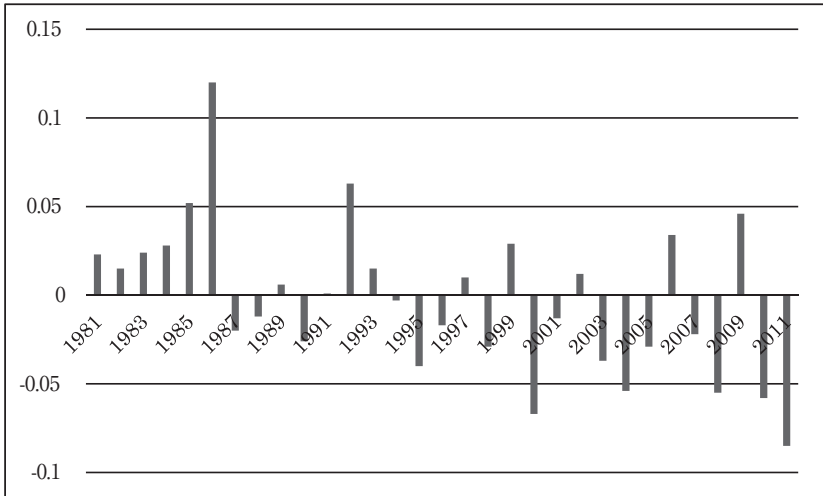
資料：経済産業省ウェブサイトの工業統計調査結果により作成

図表11 セメント・セメント製品の全要素生産性



資料：独立行政法人経済産業研究所ウェブサイトのJIPデータベースにより作成

図表12 有機化学製品の全要素生産性



資料：独立行政法人経済産業研究所ウェブサイトのJIPデータベースにより作成

次に、産業区分は少し粗いが、経済産業研究所の日本産業生産性データベースにより全要素生産性の動きを見ると、図表11及び図表12のとおり、いずれの産業も1980年代においてはおおむね正であり、その後は、ポリプロピレンを含む有機化学製品については、統合のあった年において負の値であることが多い。

4.3.4 小括

以上をまとめると、セメントにおいては、1985年から1990年までは共販会社の設立と価格・数量カルテルにより競争が制限されたが、その後は、各社の統合により、需要の減少に対応した生産能力の削減が達成され、価格への悪影響は見られなかった。統合後は集中度の変動が小さくなっているため、競争が必ずしも活発でなくなったおそれはあるが、輸入圧力がある程度は期待できると見られる。

ポリプロピレンについては、そもそも過剰設備がない状況で共販会社が設立され、その後、1994年から2005年にかけて、共販会社のグルーピングと必

ずしも関係ない事業統合が相次いで行われ、需要が伸びていく中で競争単位が激減した。これは、2004年までの関税率引下げに対応して、国際競争力の強化を標榜したものであり、各社とも輸入関税で守られているうちに市場シェアを高めていった。この間、独占禁止法に違反する価格引上げカルテルも実施された。2004年以降は、関税率が引き下げられたことのみならず、アジア諸国で合弁事業を展開するなど、国際市場との連動性が高まっているので、国内で価格支配できているとは限らない。

両産業について、経済厚生に関する指標も見だが、顕著な改善効果は見いだせなかった。すなわち、SCPパラダイムが示唆するような、産業の集中度の上昇が市場成果の悪化をもたらしたとも言えない一方、企業規模の拡大が効率性を向上させたとも言えない。

5 結論

以上、産業政策の市場の競争に及ぼす影響について、特に近時の産業政策立法が産業内の企業の数に介入するものであったとの問題意識の下に、産業組織の分析枠組に基づき考察を行った。

産業政策による支援を得て企業数が減少した産業であるセメント及びポリプロピレンを例に、産業組織の変化を観察したところ、企業の数に介入する産業政策は、市場の競争に及ぼす影響は直接的であるものの、企業行動に与える効果は限られており、しかも、効率性の達成に寄与する場合も寄与しない場合もあった。したがって、事業統合の目的であった需要減少への対処や国際競争への対処について、所期の成果が得られたかどうか、何とも言えない。まして、1社当たりの国内市場規模を大きくすることが、いわゆる国際競争力の強化につながったかどうかについて、はっきりした結果は得られなかった。

産業政策は、市場の失敗を補う、あるいは成長を後押しするという目的のみならず、様々な目的で行われ、その手段も、市場の競争に影響するメカニズムも様々である。しかし、企業の数など産業組織への介入が正当化される

ためには、例えば介入の必要性、他の手段との比較、成果の国民経済への還元などの点について、データに基づく論証が必要であり、事後の客観的な検証も不可欠である。

最近、産業競争力強化法に基づく調査の結果、石油精製業等が過剰供給構造にある産業とされ、事業統合が促されている。本稿のような地道な検証により、市場の失敗に対処するはずの政策が競争に悪影響をもたらし、かえって経済厚生を悪化させてしまう「政府の失敗」につながることを少しでも回避することを期待したい。

※本稿執筆に当たり、後藤晃東京大学名誉教授及び荒井弘毅秀明大学総合経営学部教授から貴重なコメントをいただいた。

注

- 1) 産業政策という用語の使われ方については、後述。
- 2) 戦後70年の産業政策の変遷についての日本経済新聞「経済教室」において、論述した経済学者が2人とも、産業政策の評価と評価結果の政策への反映の重要性を指摘している。(岡崎哲二2015.7.15, 大橋弘2015.7.16)
- 3) 小宮・奥野・鈴木「日本の産業政策」(1984)など。
- 4) この項の産業組織論の系譜に関する記述は、泉田成美・柳川隆「プラクティカル産業組織論」有斐閣(2008)に基づく。
- 5) 政府が市場に介入することにより、資源配分効率が達成されるとは限らない。政府の介入がかえって資源配分効率を悪化させることを「政府の失敗」と呼ぶことがある。
- 6) 参入規制は、その手段いかんにより、それ自体非効率をもたらすことがある。例えば、需給調整要件など量的基準による参入規制。
- 7) 両角良彦「産業政策の理論」日本経済新聞社(昭和41年)。海外での言及としてはOECD "United States Industrial Policies" (1970)が最も早いとされる。
- 8) 1956年の機械工業振興臨時措置法がこのような産業政策のモデルと言われる。
- 9) 新野幸次郎「産業政策の経済学的評価について」『国民経済雑誌』158巻3号(1988年9月)に、戦後日本の産業政策の分類の一例がある。
- 10) 産業政策立法に限らず、りそな銀行、日本航空など、国が特定企業の再生支援に関与する場合も同様の懸念がある。補助金政策に対する公正取引委員

会の見解を問われて、公正取引委員会松尾経済取引局長は「一般論として申し上げれば、補助金等の公的支援に関連した政策の実施に当たりましては、各所管官庁におきまして当該支援が市場の競争条件に与える影響、これなどについても十分に考慮した上で適切な運用を行っていただくことが重要であるというふうに考えておるところでございます。」と答弁している。(2015年6月19日衆議院経済産業委員会)

- 11) 米国商務省「株式会社・日本」サイマル出版会(1972)、城山三郎「官僚たちの夏」新潮社(1975)、エズラ・ヴォーゲル「ジャパンプランナンバーワン——アメリカへの教訓」TBSブリタニカ(1979)、チャルマーズ・ジョンソン「通産省と日本の奇跡」TBSブリタニカ(1982)などは、通産官僚の活躍を日本の高度経済成長の立役者として描いている。
- 12) マイケル・ポーター・竹内弘高「日本の競争戦略」ダイヤモンド社(2000)
- 13) 家庭電気器具市場安定協議会事件(昭和32年10月17日勧告審決、審決集第9巻11頁)、カラーテレビカルテル被疑事件(昭和53年7月27日審判手続打切決定、審決集第25巻37頁)、松下電器産業再販事件(昭和46年3月12日同意審決、審決集第17巻187頁)
- 14) 経済産業省「日本の産業を巡る現状と課題」(平成22年2月)21頁。ただし、出所は、みずほコーポレート銀行産業調査部とされている。
- 15) 上記注14の資料の22頁では、例えば、現代電子はLG半導体を吸収合併し、LG化学は現代石油化学を吸収合併したことが示されている。
- 16) 経済産業省「2010年版ものづくり白書」69頁
- 17) 例えば石炭鉱業や繊維産業の合理化のための特別立法が存在する。
- 18) 1978年にOECDは「積極的産業調整政策(PAP)に関する一般指針」を採択し、構造不況対策が保護主義を招くことがないように、政府の介入が必要であるとしても一時的であるべきなどの考え方を明らかにしている。通商産業省は、本法案作成に当たり、市場メカニズムを基本とし、産業政策の役割はそれを補完するものとの考え方を採ったとされ、今回の基礎素材産業対策はOECDのPAPガイドラインに合致していると主張していた。(通商産業政策史 pp.47-49)
- 19) 事業の集約化は産構法の目玉施策であり、独占禁止法上の取扱いが注目された。独占禁止法に違反する企業結合が行われることのないよう、主務大臣は公正取引委員会と事前に意見交換する、というのは、適用除外制度を設ける代わりに、言わば妥協の産物とみられる。当時、これは「調整スキーム」

と呼ばれたが、独占禁止法の執行について主務大臣は何らの介入権限を持たない（公正取引委員会には職権行使の独立性がある）ことから、あたかも独占禁止法の適用について調整するような表現は不適切であり、むしろ、主務大臣の「口利き」スキームと言うべきである。また、事業提携の承認後に独占禁止法違反があるときは、公正取引委員会は主務大臣に通知し、主務大臣は意見を述べ、必要に応じ、承認を取り消すとの規定も設けられた。公正取引委員会は、違反行為に対する措置を採る前の手続を義務付けられたのである。

- 20) 産構法は石油化学救済立法であったとされるが、景気回復のみならず、1985年頃からの円高と原油価格下落により、石油化学産業のコストは低下した（石油化学工業協会「石油化学の50年」）。一方、業種指定の見直しの背景には、米国からの批判があるとされる（注22参照）。
- 21) 新庄浩二「規制緩和時代の産業政策」『国民経済雑誌』183巻4号（2001年4月）
- 22) 業種指定の仕組みを取り入れなかったのは、米国からの、日本企業の対米輸出競争力は特定産業に対する助成措置により培われたアンフェアなものである等の批判に配慮したためとされる（通商産業政策史）。しかし、支援対象事業者は設備の指定により選定されるのであるから、業種対策でないとは言っても業種を指定しているのも同然である。
- 23) 構造転換円滑化法は1996年まで存続した。
- 24) 同時に、事業革新法は廃止された。
- 25) 従前は任意だった主務大臣の「口利きスキーム」がこのとき義務化された。この協議があった場合は、独占禁止法の適用についての判断に影響が及ぶことのないよう、公正取引委員会は、当該計画に含まれる合併等について、独占禁止法に基づく審査が終了してから、主務大臣に回答することとされた。
- 26) 筆者は、公正取引委員会在职当時、それぞれについて、独占禁止法違反行為の審査及び合併審査の両方に関与したが、当然のことながら、審査過程で知り得た非開示の情報を根拠とする記述は行わない。
- 27) セメント協会ウェブサイトによる。
- 28) 当時のメーカー数は23社であるが、自社ブランドで販売していたのは17社である。
- 29) 後に、設備処理の共同行為の指示もあった（1985.1.31）。
- 30) 共同事業会社は産構法が廃止されても当然には消滅しない。設備処理が進

- む中で、事業者ごとのグループ化の要否に変化が生じ（又はもともとメリットがない上に、次の再編に支障となるため）、解散に至ったものと考えられる。
- 31) セメント協会事件（昭和41年4月22日勧告審決，審決集第14巻1頁），セメント価格数量カルテル事件（平成3年1月25日勧告審決，審決37巻58頁）など，5回にわたり行政処分の対象となっている。
 - 32) 石油化学工業協会ウェブサイトによる。
 - 33) ポリプロピレン価格カルテル事件（昭和49年2月5日勧告審決，審決集第20巻265頁），ポリプロピレン価格カルテル事件（平成13年6月27日勧告審決，審決集第48巻1頁ほか）
 - 34) ポリオレフィン，ポリエチレン，ポリプロピレン等の樹脂の総称である。
 - 35) 同年，共同行為の指示も行われた。
 - 36) 公正取引委員会の各年度の年次報告による。
 - 37) 「石油化学の50年：年表でつづる半世紀」石油化学工業協会 2008年
 - 38) 「日本の石油化学工業 50年データ集」重化学工業通信社 2011年
 - 39) ポーター・竹内「日本の競争戦略」において日本産業の国際競争力を世界輸出シェアで見ていることに倣った。
 - 40) ちなみに，国際競争力があるとされる自動車（製品コードHS87）の世界輸出シェアは，ドルベースで2014年は10.3%，2位である。
 - 41) 以上の数字は，セメント協会ウェブサイトによる。
 - 42) 貿易統計
 - 43) ポリプロピレン（HS3902.10.010）のほか，プロピレンの共重合体（HS3902.30.010）を加えた数字である。
 - 44) 石油化学工業協会ウェブサイトによる。
 - 45) 貿易統計（輸出コードは，HS3902.10-000とHS3902.30-100である。）
 - 46) 化学品関税引き下げハーモナイゼーション協定（CTHA）（1994年）
 - 47) 特惠税率は，2.6%又は10.24円/kgのいずれか低い方である。
 - 48) 以上は，ポリプロピレン（HS3902.10-010）の関税率であり，プロピレンの共重合体（HS3902.30-010）については，基本税率4.1%，WTO協定税率2.8%，特惠税率1.12%である。
 - 49) 2011年版不正貿易報告書
 - 50) 当初の従量税がどの程度の税率に当たるかはわからないが，最終税率に到達する直前の2003年の実行税率は11.74円/kgであり，これは6.5%よりは高かったと思われるので，25.60円/kgはおそらく15%程度の税率であろう。

- 51) 日・タイ経済連携協定(2007)では、ポリプロピレンの輸入関税率は、2007年に5.4%となり、以後毎年引き下げられ、2012年に無税となった。日・シンガポール経済連携協定(2002)では、ポリプロピレンの輸入関税率は、2008年に5.3%となり、以後毎年引き下げられ、2015年では1.2%である。プロピレンの共重合体についても同様に毎年引き下げられ、タイについては無税、シンガポールについては0.5%となっている。
- 52) この理由は不明である。2002年から2003年にかけて、3社累積生産集中度が12.2%ポイント低下しているが、4社累積生産集中度の低下は7.6%ポイント、5社累積生産集中度の低下は4.5%ポイントにとどまる(出荷集中度でも同様)ことからみて、3位までの企業のシェアが4位・5位に移転したものと考えられる。その時期は生産量と内需の低下が一服したときに当たるが、10%を超えるシェアの変化をもたらすほどの大きさではない。
- 53) 注33参照。一部の名宛人が排除勧告を応諾せず、審判手続が開始された。
- 54) 2009年には価格が下落しているが、これは、リーマンショック後の需要減とナフサ価格の下落によるものと考えられる。
- 55) おそらく価格水準も異なると思われる。公正取引委員会は、三井住友ポリオレフィン(株)及び日本ポリプロ(株)のそれぞれの統合計画の審査において、輸入圧力は限定的であるとの判断をし、各社がグレード数を削減すると申し出たことをもって輸入増大の蓋然性が高まると評価した(平成13年度年次報告)。上記価格カルテルの認定に当たっても輸入品の存在は競争制限効果の評価の妨げにはなっていない。
- 56) 「通商産業政策史3」においては、産構法による構造改善基本計画と事業革新法による事業革新計画について、企業の生産性にプラスの効果を与えたとの分析がある。

【参考文献】

- Porter, Michael E., and Mariko Sakakibara "Competing at Home to Win Abroad: Evidence from Japanese Industry" *The Review of Economics and Statistics* (Vol.83, No.2) 2001.
- Porter, Michael E., and Mariko Sakakibara "Competition in Japan" *Journal of Economic Perspectives* (Vol.18 No.1) 2004.
- 泉田成美・柳川隆「プラクティカル産業組織論」有斐閣アルマ 2008.
- 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎「産業政策の経済分析」東京大学

- 出版会 1988.
- 植草益編「日本の産業組織」有斐閣 1995.
- 植草益・井手秀樹・竹中康治・堀江明子・菅久修一「現代産業組織論」NTT 出版 2002.
- 小田切宏之「新しい産業組織論」有斐閣 2001.
- 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編「日本の産業政策」東京大学出版会 1984.
- 新庄浩二「規制緩和時代の産業政策」『国民経済雑誌』第183巻第4号 2001.
- 大東英祐「産業経営史シリーズ5 化学工業Ⅱ 石油化学」日本経営史研究所 2014.
- 通商産業政策史編纂委員会編・岡崎哲二編著「通商産業政策史3 産業政策」経済産業調査会 2012.
- 鶴田俊正「戦後日本の産業政策」日本経済新聞社 1982.
- 長岡貞男・平野由紀子「産業組織の経済学」日本評論社 1998.
- 新野幸次郎「産業政策の経済学的評価について」『国民経済雑誌』第158巻第3号 1988.
- 野口旭「グローバル経済を学ぶ」ちくま新書 2007.
- 箱田昌平「戦後日本の自動車産業における参入と産業政策」『生駒経済論叢』第1巻第3号 2004.
- 星岳雄・アニル・K・カシャップ「何が日本の経済成長を止めたのか——再生への処方箋」日本経済新聞社 2013.
- マイケル・E・ポーター・竹内弘高「日本の競争戦略」ダイヤモンド社 2000.
- 山本晃正「リストラ支援法としての90年代産業立法」『早稲田法学』第76巻第3号 2001.

(うのとり・けいこ／東洋学園大学現代経営学部教授)